

「早寝・早起き・朝ごはん」運動を实践しよう!!

えんじゅ

学校 HP アドレス <http://www.akai-e.higashimatsushima-c.ed.jp/>

東松島市立赤井小学校
学校だより No.5
令和3年7月20日



1学期が終了！「安全・健康で充実した夏休みを」

本日終業式があり、1学期が終了しました。式では校長より全校児童に1学期の学校生活を振り返り、それぞれの学年で頑張った事を以下のように伝えました。

1年生。マスクをしてむかえた入学式。ワクワク、ドキドキして始まった学校にもすっかり慣れて、たくさん字が書けるようになりました。

2年生。一つ学年が上がり、1年生のお兄さん、お姉さんになりました。運動会では1年生のお世話をして元気に「だるまでワッショイリレー」を見せてくれました。

3年生。学習では集中して取り組む姿が増えました。その集中力で授業中の姿勢が良く、進んで発表する人が増えました。

4年生。クラブ活動も始まり、学校内での活躍の場が増えました。挨拶も自分から進んで行う姿が下学年のお手本になりました。

5年生。委員会活動が始まり、学校の当番に意欲的に取り組む姿が見られました。運動会や花山宿泊学習では、協力することや責任ある行動を目標に掲げ、達成に向けて励まし合う姿が印象的でした。

6年生。学校のリーダーとしてスタートし、児童会活動や縦割り活動、そして、下級生のお世話など赤井小学校の最上級生としての優しいお兄さん、お姉さんとして頼れるリーダーになりました。

学校の合言葉は「笑顔」です。安全に気を付けて、笑顔いっぱい夏休みを過ごして、一回り成長した姿で2学期に会えることを楽しみにしています。

保護者の皆様、地域の皆様には、コロナ禍の生活の中、学校運営にご協力とご支援を賜りましたこと心より感謝申し上げます。夏休みも子供たちへ、あたたかい見守りや声掛けをお願いいたします。

ありがとうございました～PTA 奉仕作業～

7月17日(土)の奉仕作業は、保護者の方々や子供たちに職員を含め、約140名での作業となりました。これまで準備・運営をしていただいた教研部の皆様、ご参加いただいた保護者の皆様へ感謝申し上げます。

また、今年度は、校庭の除草、校舎内の清掃に加え、プールフェンスの塗り替えもしていただきました。「協同塗装」(上区)社長 齋藤 俊博 様には、事前に錆落とし作業やフェンス内側の塗装等のご準備をいただき、当日の作業後のフェンスは見違えるほどきれいになりました。これまでのご支援に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。



8月の行事予定

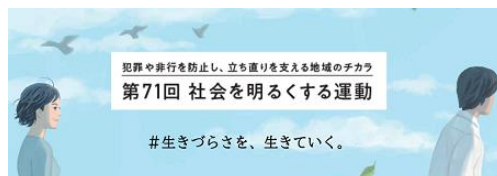
日	曜	主 な 行 事	日	曜	主 な 行 事
1	日		17	火	
2	月	プール開放日	18	水	
3	火	プール開放日	19	木	
4	水	プール開放日	20	金	
5	木	プール開放日	21	土	
6	金	プール開放日	22	日	
7	土		23	月	第2学期始業式 4校時限 給食あり
8	日	山の日	24	火	標準学力調査振り返りデー
9	月	休日	25	水	発育測定① 6年生和太鼓⑥ ALT
10	火	※8/10～16は閉庁日です。	26	木	発育測定② クラブ活動③
11	水	緊急の場合は、以下の番号に連絡をお願いします。	27	金	発育測定③
12	木		28	土	
13	金	学校携帯電話	29	日	
14	土	【080-5849-9903】	30	月	SC
15	日	東松島市教育委員会	31	火	たてわり活動④
16	月	【82-1111(代表)】			

※ PCR検査を受けることになったら ※

お子さんや同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合は、必ず学校までご連絡ください。
土日や夜間、閉庁日等には、学校携帯電話【080-5849-9903】に連絡をいただきますようお願いいたします。

東松島市保護司会よりポケットティッシュをいただきました。

本市の保護司である渥美さん、相澤さんが来校され、ポケットティッシュをいただきました。
「社会を明るくする運動」の取組の一環とのことでした。
先週、子供たちに1つずつ配付しました。



～ 生徒指導だより ～

本日無事1学期の終業式が行われました。1学期中は大きな事故もなく、全校児童が元気に生活することができました。

明日から、2年ぶりの長い夏休みが始まります。夏休み中は自転車で移動することも増えるので、移動可能な範囲も含め、安全な運転について指導したところです。

宮城県では自転車安全利用条例が制定され、2021年4月1日から施行されました。自転車の安全利用を促して事故を防ぎ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。条例の主な内容は、自転車利用者等の責務として、歩行者への安全配慮、ヘルメットの着用などがあります。また、自転車損害賠償保険等への加入義務として、自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は、自転車賠償責任保険等へ加入しなければならない、と明示されています。新しい自転車を購入した時に加入するか、保護者の方が加入している自動車保険や損害保険に付帯させているか、のいずれかになると思います。各家庭でご確認をお願いいたします。

以上の点に気を付けて、安全に自転車を運転するようにお声掛けをお願いいたします。

